

## 第2節 美しい景観の形成

### 第1 公共事業等による推進

#### 美しい公共施設づくり

##### 府有施設の整備

「大阪府公共建築整備指針」及び「大阪府公共建築整備マニュアル」に基づき、都市の景観をリードし、まちの魅力を高め、まちの活性化に役立つ美しい府有施設づくりを推進しました。

##### 府営住宅の整備

府営住宅の建設にあたり、住棟配置、植樹、幼児遊園等の整備について周辺環境との調和を図り、地域の景観の向上に努めました。

##### 街路灯、ガードレール、標識等の景観配慮

駅、公共施設等の周辺において、地域の景観に配慮した道路照明灯、防護柵、道路標識等の整備に努めました。

#### 個性的で魅力ある都市空間の形成

##### 水と緑の健康都市の整備

水と緑の健康都市において、余野川ダムの水際空間や周辺の豊かな自然を活かした魅力的なまちづくりについて検討を行いました。

### 第2 適切な誘導・規制

#### 適切な誘導・規制

##### 土地利用規制等既存法令による規制

都市計画における土地利用計画の実現を図るとともに、市街地の環境を保全するため、用途規制制度に従い、建築基準法の適正な運用を行いました。

##### 地区計画制度の活用

地区の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、地区計画制度、再開発地区計画制度等を活用し、熊取町つばさが丘地区等、あわせて10市4町18地区において、市町が決定・変更する地区計画、再開発地区計画に対し、同意の決定、変更を行いました。

##### 建築協定制度の活用

「大阪府建築協定地区連絡協議会」において、情報交換や啓発活動を通じて、建築基準法に規定されている建築協定の円滑な運営及び制度の普及を図りました。

##### 景観条例の施行

(内容は、第1章第1節第1 に前掲)

#### 密集住宅市街地整備促進事業の推進

老朽住宅が密集する市街地において、居住環境の整備及び良質な住宅の供給を促進するとともに、防災性向上を図るため、国土交通大臣の承認を得ている7市13地区において、市が行う老朽住宅の建替促進及び住環境整備の推進を図るための支援を行いました。

#### 街なみ環境整備事業の推進

歴史的環境と調和した建築物等の修景により、風土を活かした個性とうるおいのある都市景観を形成する「街なみ環境整備事業」を実施する大阪市(住吉大社周辺地区・平野郷地区)、八尾市(久宝寺寺内町地区)、富田林市(寺内町地区)、泉大津市(泉大津駅西地区)、岸和田市(本町地区)及び枚方市(枚方宿地区)に対し、事業の円滑な推進を図るための指導・監督を実施しました。

#### 景観を阻害する行為の抑制

##### 景観を損なう屋外広告物の指導、撤去

(内容は、第4章第1節第3に前掲)

#### 散乱廃棄物対策の推進

「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」で、9月を「環境美化月間」と定め、ごみ減量化・リサイクル及び環境美化について、啓発用ポスター及びカレンダーを作成・配布するとともに、府内市町村及び清掃一部事務組合等において啓発イベント等を行いました。

#### めいわく駐車や駅前放置自転車の追放に向けた府民運動の展開

すべての府民に「めいわく駐車と自転車の駅前放置はしない、させない」意識の高揚を図るため、めいわく駐車追放については、ラジオスポット放送の実施や街頭キャンペーン等を行いました。(駅前放置自転車追放については、第4章第1節第3に前掲)

### 第3 景観づくり活動等の促進

#### 美しい景観への関心づくり

##### 大阪都市景観建築賞(大阪まちなみ賞)

一般府民の推薦を受けた建物・まちなみを対象に、学識経験者等による審査委員会により審査し、優秀な建物・まちなみを表彰しました。

#### まちづくり功労者の表彰

府民参加による創意と工夫を活かしたまちづくりの推進を目的として、まちづくりに特に顕著な功績のあった個人・団体を知事表彰するとともに、府内の市町村と共催し、その地域を中心にまちづくりパネル展、記念講演会、まちづくり見学会等の行事を開催しました(平成12年度は10月27日に枚方市で開催)。

#### マスターアーキテクト方式による魅力あるまちなみ形成の推進

阪南スカイタウンにおいて、一人の建築家(マスターアーキテクト)が中心となり、まちの景観を調整し、魅力あるまちなみの形成に努めました。

#### 活動の支援

##### 団体等の交流の場の設置

「大阪美しい景観づくり推進会議」において、都市景観に対する意識啓発と府民・事業者の自発的な景観づくり活動を促進するとともに、府民・事業者・行政の協働による美しい景観づくりのための活動を展開しました。

##### 美化運動の支援

「中環をきれいにする日（毎月20日）」、「外環クリーン月間（毎年5月・9月）」、「道路美化モデル区間（9路線10区間）」において、地元自治会や地元市町村等の協力を得て、道路の清掃を行うとともに、広く道路を利用する人々に対し、道路を汚さないように広報・啓発活動を実施しました。